

# MVNO向けLTE通信サービス 標準プラン

平成27年4月  
ソフトバンクモバイル株式会社  
(旧ワイモバイル株式会社)

# はじめに

**本資料は、当社のMVNO向けLTE通信サービスをご検討されている電気通信事業者様(以下、「MVNO」)向けに、事業計画を策定する上で必要となる概要をご説明するものです。**

**なお、更なる詳細な条件等については、MVNOからの具体的な要望を伺いながら、協議の上で、決定することと致します。  
本資料がMVNO事業の検討にお役立て頂けましたら幸いです。**

**※LTE通信サービス:旧ワイモバイル株式会社の3G/3.5G/3.9Gのネットワークを利用した通信サービス**

**注1)なお、本標準プランについては今後変更になることがあります。**

**注2)本資料の無断転載・複製を禁じます。**

# 目次

1. 提供形態・プラン一覧
2. 卸役務提供形態 接続型
3. 卸役務提供形態 OEM型
4. 卸役務提供形態 音声卸型
5. 端末提供メニュー
6. 業務受託メニュー
7. 情報システム連携
8. 接続箇所と技術的条件
9. サービス提供開始までの手順
10. MVNOが負担する費用
11. 各種運用等
12. その他留意事項
13. 標準プラン以外の対応

---

# 1. 提供形態・プラン一覧

# 1. 提供形態・プラン一覧

◆当社がMVNO向けに提供する提供形態・プラン一覧は以下のとおりとなります。

提供形態	サービス種別	接続種別	料金体系
卸役務提供	データ通信	第1種卸接続型(L2接続)	帯域課金
		第2種卸接続型(L3接続)	プラン1 帯域課金 プラン2 契約者回線単位(ID)の課金
		OEM型	契約者回線単位の課金
	音声	音声卸型	プラン1 従量制 定額料金についても順次導入予定

---

## 2. 卸役務提供形態 接続型

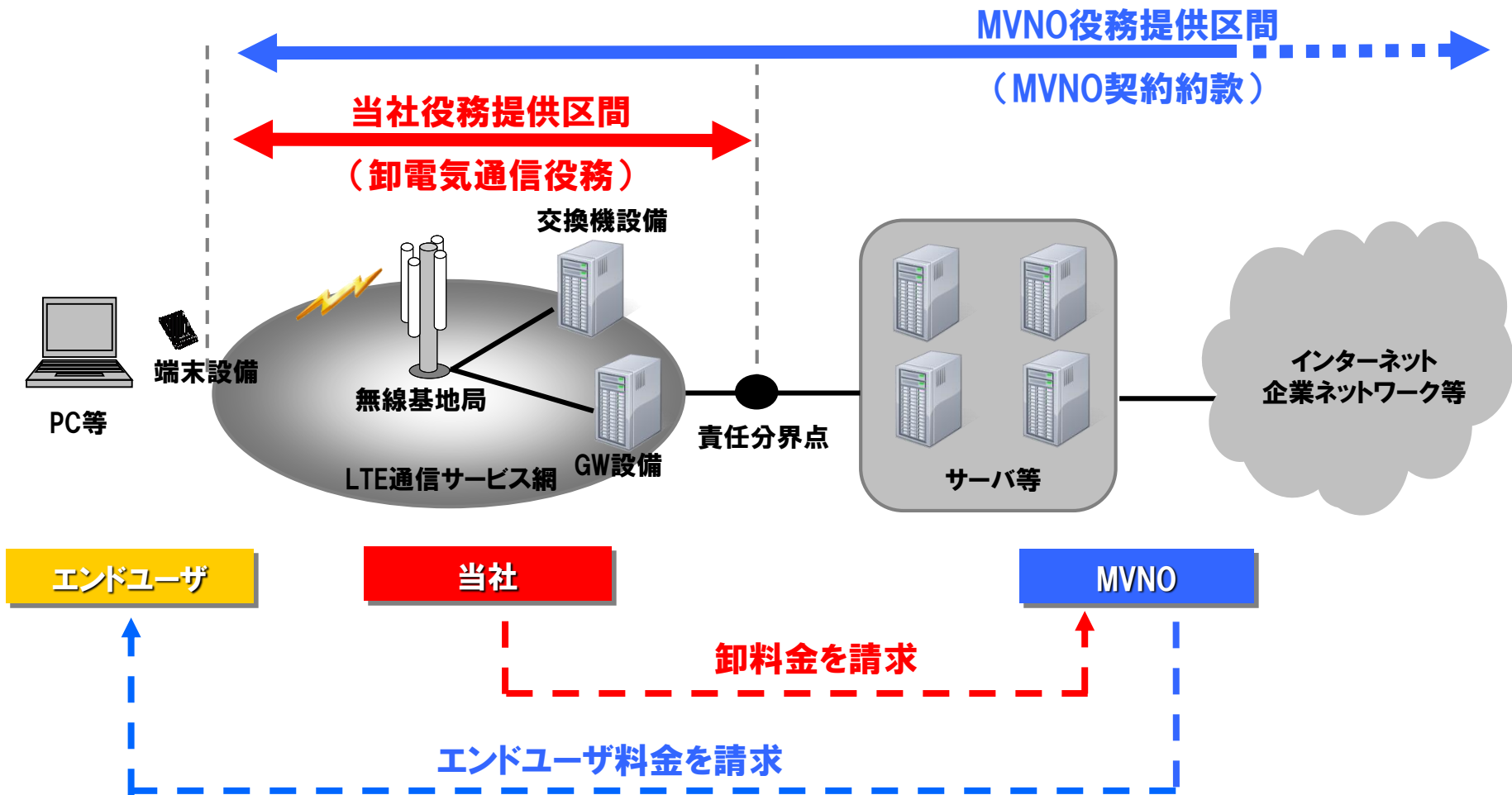
## 2-1. 接続型の概要

◆当社が提供する接続型の標準プランの概要は、以下のとおりとなります。

項目	内容
契約形態	卸電気通信役務契約
最低利用期間	1年（利用期間が1年未満の解約については残余期間に応じた解除料が発生）
料金設定	MVNOにてエンドエンドで設定可能
種別	①第1種卸接続型：レイヤー2(L2)プロトコルによる接続 ②第2種卸接続型：レイヤー3(L3)プロトコルによる接続
通信サービス	モバイルデータ通信
通信速度	受信時最大75Mbps、送信時最大25Mbps ※具体的な提供速度は協議により決定します。
提供エリア	当社契約約款に定めるEMOBILE通信サービスのサービス区域
USIM	当社からMVNOに貸与 ※MVNOからエンドユーザーへの貸与条件は、当社契約約款と同等のものを規定していただきます。

## 2-2. 接続型の役務提供範囲等

- ◆当社は、MVNOの設備と当社の電気通信設備の接続を行い、当社の役務提供区間をMVNOにサービス提供します。
- ◆MVNOは、エンドユーザにサービス提供し、エンドエンドで料金等の提供条件を設定することが可能です。



※責任分界点までの回線はMVNOで用意いただきます。



## 2-3. 第1種卸接続型の料金プラン

◆第1種卸接続型の提供料金は、以下のとおりとなります。

項目	内容	料金額(月額)	単位
ネットワーク利用料	当社ネットワークとの責任分界点における通信帯域が10Mbpsまでの利用料	490万円	10Mbps
	当社ネットワークとの責任分界点における通信帯域が10Mbpsを超える場合の加算利用料	49万円	1Mbps毎
契約者回線維持管理料	MVNOの契約者回線維持・管理に要する費用	100円	契約者回線 (ID) 毎
ポート使用料	当社ネットワーク接続に係る装置の利用料	40万円	1ポート毎

※MVNOからの個別の要望等によって当社に費用が発生した場合は、網改造費用として別に算定する実費をMVNOに負担いただきます。

※当社から提供する端末料金は含みません。

※料金額はすべて税別

## 2-4. 第2種卸接続型の料金プラン

◆第2種卸接続型の提供料金は、以下のとおりとなります。

料金体系	項目	内容	料金額(月額)	単位
プラン1	ネットワーク利用料	当社ネットワークとの責任分界点における通信帯域が10Mbpsまでの利用料	540万円	10Mbps
		当社ネットワークとの責任分界点における通信帯域が10Mbpsを超える場合の加算利用料	54万円	1Mbps毎
	契約者回線維持管理料	MVNOの契約者回線維持・管理に要する費用	100円	契約者回線 (ID) 毎
	ポート使用料	当社ネットワーク接続に係る装置の利用料	40万円	1ポート毎
プラン2	料金体系として、契約者回線(ID)毎に課金するプランも提供予定です。			

※MVNOからの個別の要望等によって当社に費用が発生した場合は、網改造費用として別に算定する実費をMVNOに負担いただきます。

※当社から提供する端末料金は含みません。

※料金額はすべて税別

---

## 3. 卸役務提供形態 OEM型

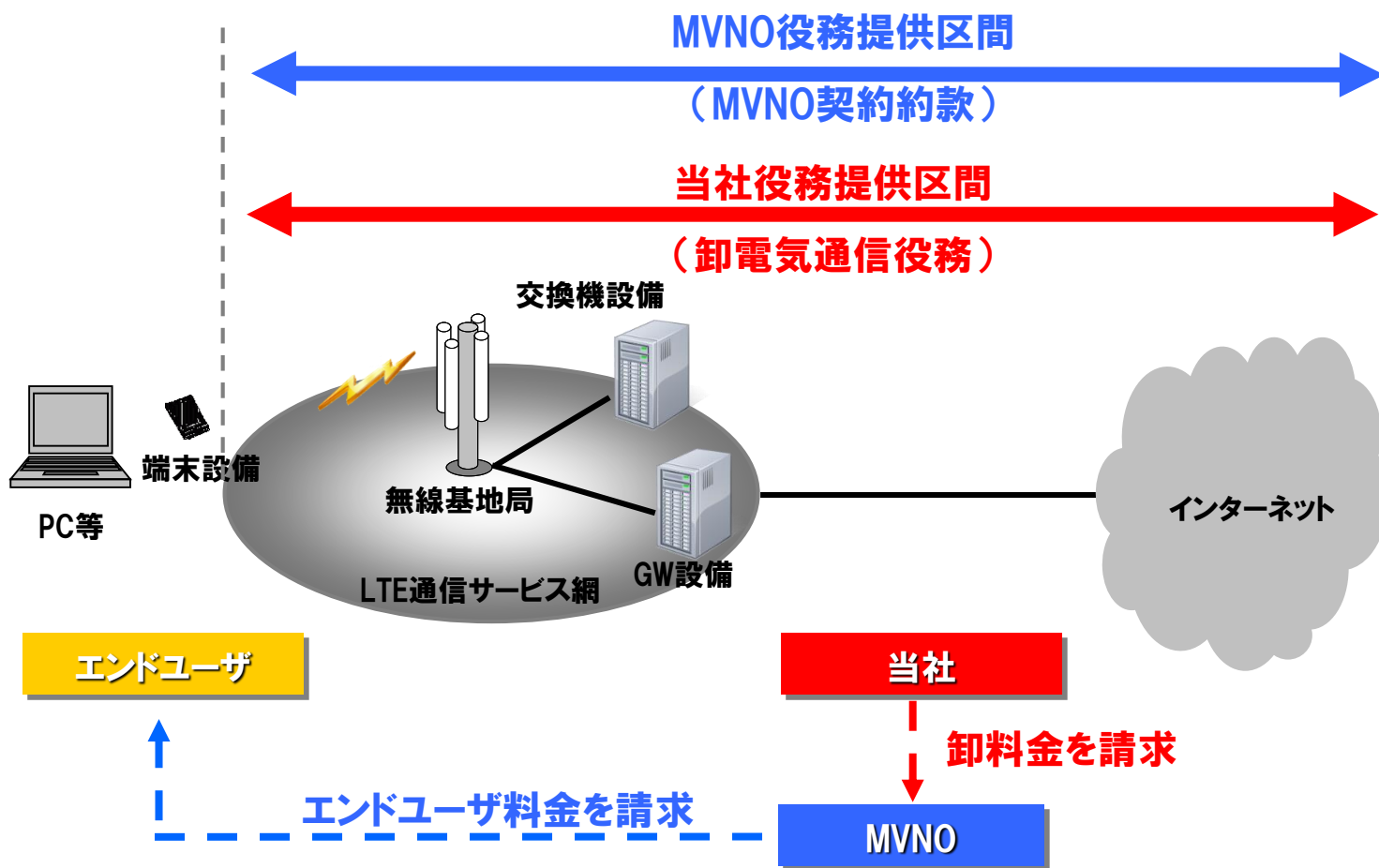
## 3-1. OEM型の概要

◆当社が提供するOEM型の標準プランの概要は、以下のとおりとなります。

項目	内容
契約形態	卸電気通信役務契約
料金設定	MVNOにてエンドエンドで設定可能
種別	OEM型
通信サービス	モバイルデータ通信
通信速度	受信時最大75Mbps、送信時最大25Mbps
提供エリア	当社契約約款に定めるEMOBILE通信サービスのサービス区域
USIM	当社からMVNOに貸与 ※MVNOからエンドユーザへの貸与条件は、当社契約約款と同等のものを規定していただきます。

## 3-2. OEM型の役務提供範囲等

- ◆MVNOの設備と当社の電気通信設備の接続は要しません。
- ◆当社は、当社の役務提供区間をMVNOにサービス提供します。
- ◆MVNOは、エンドユーザにサービス提供し、エンドエンドで料金等の提供条件を設定することが可能です。



## 3-3. OEM型の料金プラン

---

- ◆ OEM型は、MVNO毎に設定する基本料と契約者回線単位で卸料金を設定しています。

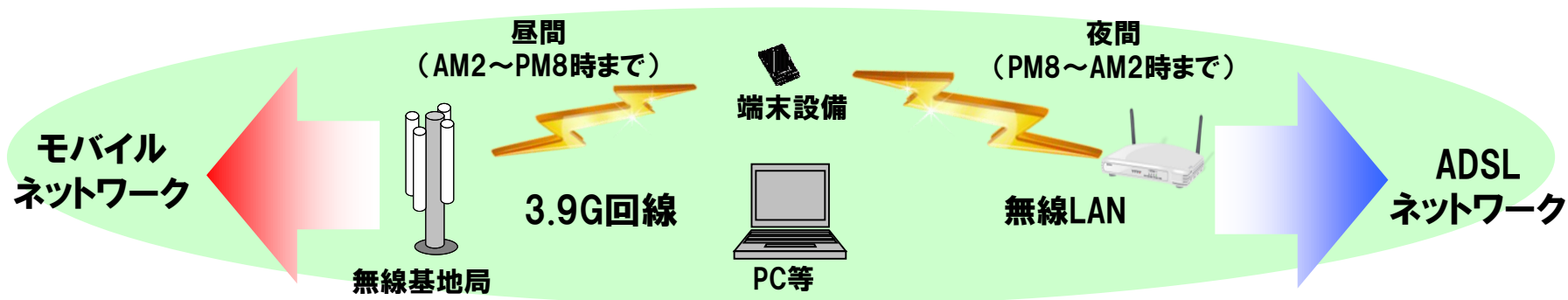
## 3-4. ADSLセット

◆OEM型の料金プランでは、当社のADSLサービスの提供をセットで受けることも可能です。

### 【ADSLセットの提供条件】

契約形態	卸電気通信役務契約
料金設定	MVNOにてエンドユーザ料金を設定
通信速度	下り最大40Mbps/上り最大1Mbps (ベストエフォート)
提供エリア	当社契約約款に定めるEMOBILE通信サービス(ADSL接続サービス)のサービス区域
モデム	当社からレンタルで提供(レンタル料は月額料金に含む) ※モデムは単機能ルータタイプ
備考	タイプ1(NTT東西加入電話重畳タイプ)、タイプ2(ADSL専用線タイプ)の提供を予定

### 利用例:プラン4 オフロード定額制との組合せ



---

## 4. 卸役務提供形態 音声卸型



## 4-1. 音声卸型の概要

- ◆当社が提供する音声卸型の標準プランの概要は、以下のとおりとなります。
- ◆当社は、当社の音声役務をMVNOに卸役務提供します。
- ◆MVNOは、エンドユーザに音声サービスを提供することが可能です。

項目	内容
契約形態	卸電気通信役務契約
料金設定	当社料金設定呼についてMVNOにて料金設定が可能
通信サービス	モバイル音声通信
接続範囲 (通話先)	当社契約約款に定める協定事業者が提供する音声通信サービス
提供エリア	当社契約約款に定めるEMOBILE通信サービスのサービス区域
USIM	当社からMVNOに貸与 ※MVNOからエンドユーザへの貸与条件は、当社契約約款と同等のものを規定していただきます。

## 4-2. 音声卸型の料金プラン

- ◆ 音声卸型は、MVNO毎に設定する基本料と契約者回線単位で卸料金を設定します。卸料金は基本料と通話料があり、通話料が従量料金となっているプラン1があります。
- ◆ また通話料金については、定額料金オプションについても今後導入予定です。
  - ✓ 通話定額  
一定の量の通話を定額制とするオプション
  - ✓ 当社網内定額  
当社網内、MVNO宛の通話が定額制とするオプション

---

## 5. 端末提供メニュー

## 5-1. 端末提供メニュー

◆ 端末については、当社からの提供又は、MVNO自身での調達も選択可能です。

### 【当社からの提供】

当社からの提供を受ける場合には、以下メニューからMVNOでのサービス形態にあわせて選択が可能です。(受託内容と料金は協議によって決定します。)

メニュー	内容
端末調達・開発受託	当社が自社ユーザ向けに販売している端末のMVNOへの提供。 MVNOの要望により端末のカスタマイズや専用端末の開発受託等。
物流受託	物流網を持たないMVNO向けに、当社物流網を利用した端末配送や倉庫管理業務、端末及び付属品等の在庫管理等。
端末サポート受託	当社が端末を提供する場合、コールセンター体制を有しないMVNOや端末に関するサポートノウハウがないMVNO向けに、当社の店舗・サポートセンターによる端末サポート業務等。
その他	MVNOの個別の要望により検討

### 【MVNOでの調達】

MVNOで調達した端末については、技術基準適合証明及び技術基準適合認証を取得していることをMVNO側で確認できた場合には、特段の事情がない限り当社のIOT(相互接続試験)を必要としません。

## 5-2. 当社の包括免許について

◆当社の無線局免許状情報は以下のとおりです、MVNOが自ら端末を調達する場合には、当社の包括免許に合致した運用が必要です。

### 3G (W-CDMA,HSPA) /LTE対応端末包括免許(平成27年3月現在)

電波の形式、 周波数及び空中線電力	5M00 G7W G1A G1B G1C G1D G1E G1F G1X 1752.4 1757.4 1762.4 MHz 250mW
	5M00 D1A D1B D1C D1D D1F D1X D7W G1A G1B G1C G1D G1F G1X G7W 1752.4 MHz 200mW
	10M0 D1A D1B D1C D1D D1F D1X D7W G1A G1B G1C G1D G1F G1X G7W 1754.9 MHz 200mW

※端末に係る技術基準適合証明(電波法第38条の6)又は、工事設計認証(電波法第38条の24)等の証明書記載内容は、当社の取得している包括免許の範囲を超えている可能性があります。

※当該移動無線装置を当社ネットワークに接続して運用する場合は、上記当社の包括免許の範囲内となります。

※当社は、電波法第53条及び第54条に基づき、MVNOから提示・提出された証明書類により、当該移動無線装置が当社の包括免許の範囲に合致しているかを確認します。

---

## 6. 業務受託メニュー

## 6. 業務受託メニュー

- ◆当社は、MVNO向けLTE通信サービスに関する業務受託メニューの提供を行います。
- ◆MVNOは、エンドユーザのサポート等に関する業務を当社に委託するMVNO向けLTE通信サービスの各種業務受託メニューを利用することで自社サービスの早期立ち上げが可能となります。

### 【業務受託例】

- 加入審査・登録業務
- エンドユーザのサポート業務
- 料金請求に関する業務
- 端末の物流に関する業務
- 端末のアフターサポートに関する業務
- MNPに関する業務  
(音声卸型を導入後に提供)

---

# 7. 情報システム連携



## 7. 情報システム連携

- ◆当社は、MVNOとの間での認証連携、課金連携に必要な標準インターフェースの提供を行います。
- ◆MVNOは、サービス仕様に応じて当該インターフェースを利用し当社システムと連携することが可能となります。

### 【情報システム連携に関する標準インターフェース】

認証連携	第2種卸接続型(L3接続)で認証連携に関するインターフェースを提供
課金連携*	第2種卸接続型(L3接続)、OEM型、音声卸型で課金連携に関するインターフェースを提供

\*課金連携については、MVNOがエンドユーザ向けにエンドユーザ料金を請求するために必要となる情報の連携を表しています。

※標準インターフェース以外の個別要望については、協議に応じます。

※OEM型、音声卸型は提供開始時まで提供条件が変更になることがあります。

---

## 8. 接続箇所と技術的条件

## 8. 接続箇所と技術的条件

◆第1種/第2種卸接続型における標準的な接続箇所と主な技術的条件は以下のとおりです。

	第1種卸接続型 (L2接続)	第2種卸接続型 (L3接続)
接続箇所	当社が別に定める接続箇所(東日本1箇所)	
接続インターフェース	100BASE-TX/1000BASE-LX	
インターネット接続機能の提供	当社は、MVNO向けのインターネット接続機能は提供しません。	
接続回線におけるルーティング		スタティックルーティングを採用
エンドユーザ認証	MVNOシステムにて実施	エンドユーザからの接続要求に対する認証は、当社との認証連携を行い、MVNOシステムにて行う。
RADIUSアカウントングパケットデータ		エンドユーザの通信開始若しくは終了を記録したデータ(RADIUSアカウントングパケットデータ)をエンドユーザ通信の開始、終了の都度MVNOに送信
IPアドレス	MVNOエンドユーザに割り当てるIPアドレスはMVNOが有するIPアドレスとします。	MVNOエンドユーザに割り当てるIPアドレス及び当社との接続に必要なIPアドレスは、MVNOが有するグローバルIPv4アドレスかIPv4プライベートアドレスとし、当社機器から可変的に払い出します。
APN	APN( Access Point Name:接続先 )は原則、1MVNOに対して1つを割り当てます。	

※上記以外の個別要望については、協議に応じます。

---

## 9. サービス提供開始までの手順

## 9. サービス提供開始までの手順①

◆第1種/第2種卸接続型におけるサービスの提供開始までの標準的な手順と期間は以下のとおりです。

### 事前相談

MVNO標準プランの不明点等についての相談を随時受け

### ①守秘義務契約書締結

接続協議を開始する前に守秘義務契約書を締結

### ②接続協議

具体的な接続内容・条件に関する協議を開始

### ③接続申込/承諾

正式に接続を申込頂くための手続

約1ヶ月※

### ④契約書締結

接続を開始するにあたって必要な契約書を締結、業務実施内容の合意

約2ヶ月※

### ⑤接続準備

設備工事等の接続準備、開通データのシステム間連携試験等

約3ヶ月※

### ⑥サービス提供開始

※当社実績による標準的な手順/対応期間となりますが、要望の内容・条件によって異なる場合があります。

## 9. サービス提供開始までの手順②

◆OEM型と音声卸型におけるサービスの提供開始までの標準的な手順と期間は以下のとおりです。

### 事前相談

MVNO標準プランの不明点等についての相談を随時受け

### ①守秘義務契約書締結

個別協議を開始する前に守秘義務契約書を締結

### ②個別協議

具体的なサービス内容・条件等に関する協議を開始

### ③契約書締結

提供条件等の合意後、サービス提供するにあたって必要な契約書の締結

約2ヶ月※

### ④サービス開始までの準備期間

当社ネットワーク/システムの準備とMVNOとの業務連携の準備

約1～2ヶ月※

### ⑤サービス提供開始

※当社実績による標準的な手順/対応期間となりますが、要望の内容・条件によって異なる場合があります。

---

# 10. MVNOが負担する費用

# 10. MVNOが負担する費用

◆MVNOが負担する費用は以下のとおりです。

項目	内容	金額	備考
ユニバーサルサービス料金	基礎的電気通信役務提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算定された額	-	1契約者回線毎
網改造料	MVNOからの要望によって、個別占用的機能を実現するために当社ネットワークを改造・改修した場合等の当該機能や設備の使用料	金額及び支払い等詳細は内容により都度協議	
工事費/立会い費	MVNOの要望によって、当社側で工事を実施する場合の工事費、工事の立会い費用等		
手続費	MVNOの要望により、接続に関連する作業を行う場合の費用		
個別工事費	MVNOの要望によって、当社側の設備を工事・改修する場合の費用等		
接続試験費	端末のIOT試験等、各種試験にかかる費用等		
MVNO契約者回線開通手数料	MVNO契約者回線開通に要する料金	3,000円	1開通手続き毎
USIM再発行手数料	USIM再発行手続きに要する料金	3,000円	1発行毎
ADSL契約者回線開通手数料	ADSL契約者回線開通に要する料金	800円	1開通手続き毎

※料金額はすべて税別



---

# 11. 各種運用等

# 11. 各種運用等

## ■エンドユーザサポート等

MVNO向けLTE通信サービスのエンドユーザサポートはMVNOで対応頂きます。

## ■当社の商標の扱い

MVNOが当社の商標を利用する際には、原則当社の事前承諾が必要となります。

## ■ネットワーク保守運用

- ・ ネットワーク保守に関する基準は、当社契約約款に基づく契約と同等レベルとし、通信障害等の不具合が発生した際には、当社より速やかにMVNOにその旨を連絡するものとします。
- ・ MVNOは以下の事項について遵守頂きます。
  - 電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないこと
  - 当社に接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則、及びその接続箇所ごとに当社が別に定める技術的条件に適合するように維持すること

---

## 12. その他留意事項

## 12. その他留意事項①

### ■電気通信事業の登録/届出について

MVNO向けLTE通信サービス開始までに電気通信事業法に基づき電気通信事業登録または届出を行って頂くことが必要となります。

### ■情報提供について

MVNO向けLTE通信サービスを提供するにあたって、当社設備への影響を確認するために必要な情報をご提示頂くことが必要となります。

※提示が必要な情報: 接続概要、サービス提供時期、予想トラフィック量・回線数 など

### ■インターネット上の違法・有害情報に対する捜査機関等への協力について

エンドユーザの利用に係るインターネット上の違法・有害情報の対応として、捜査機関等より協力を求められた際には、MVNOにて直接ご対応頂く必要があります。

### ■通信利用の制限について

エンドユーザの利用であっても、通信が著しく輻輳した場合や迷惑メール送信の場合等においては、当社網内にて通信利用の制限を行います。

※当社リテールでのLTE通信サービスと同等

### ■帯域制御について

連続的且つ大量に通信を行っているエンドユーザに対してネットワークの品質・公平性確保を目的として帯域制御を行います。

※帯域制御の運用基準に関するガイドラインに基づき運用

## 12. その他留意事項②

### ■MVNO向けLTE通信サービスの提供をお断りする場合について

下記に該当する場合、MVNO向けLTE通信サービスの提供をお断りすることがあります。

- ・当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
- ・当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ・負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- ・提供に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

### ■担保措置について

MVNOが負担すべき金額の支払いを怠るおそれがある等の場合においては、預託金の預け入れ等の担保措置が必要となります。

#### ➤担保措置が必要となる要件

- ・過去1年以内に負担すべき金額を滞納したことがあるとき
- ・直近の決算において債務超過であるとき
- ・当社が指定する信用評価機関の信用評価において当社が別に定める基準に該当するとき等

#### ➤必要な担保措置

- ・預託金の預入れ
- ・金融機関等の債務保証等

#### ➤必要な担保措置に応じて頂けない場合

- ・接続申込等の不承諾
- ・接続停止/契約の解除

## 12. その他留意事項③

---

### ■法令遵守

MVNOは電気通信事業法などの役務提供に関する法令のほか、業務遂行上関連する法令についても遵守するものとします。

---

## 13. 標準プラン以外の対応

# 13. 標準プラン以外の対応

## ■ 標準プラン以外への対応について

本書に記載している事項以外の対応については、要望により個別協議に応じます。

例)：通信役務の提供形態・接続形態

端末提供・業務受託メニューなどに関する要望

情報システム連携など

## ■ 標準プラン以外への対応についての留意点

個別要望による開発費用、設備設置費用等はMVNOの負担とします。

また、下記に該当する場合、要望をお断りすることがあります。

- 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
- 当社の利益を不当に害するおそれがあるとき
- 負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- 提供に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき



# 変更履歴

---

- |           |    |
|-----------|----|
| ■ 平成24年1月 | 公表 |
| ■ 平成24年5月 | 改定 |
| ■ 平成25年8月 | 改定 |
| ■ 平成27年4月 | 改定 |